

各委員からの事前意見の概要とその対応案について

1. 全国森林計画(素案)の本文に関する意見等

全国森林計画(素案)の該当箇所	委員からの意見等	対応(案)
Ⅲの2 保安施設に関する事項 (3)治山事業 (P20)	流木対策について、溪畔林の整備は記載しないのか。	(原案を修正) ご指摘を踏まえ、下記のとおり修文することとしたい。 (原案) 「また、流木対策としては、流木捕捉式治山ダムの設置や根系等の発達を促す間伐等の森林整備などに取り組むこととする。」 ↓ (修文案) 「また、流木対策としては、流木捕捉式治山ダムの設置や根系等の発達を促す間伐等の森林整備、<u>流木化する可能性の高い流路部の立木の伐採</u>などに取り組むこととする。」
Ⅱの4 森林施業の合理化に関する事項 (4)木材加工・流通体制の整備 (P17)	地域内エコシステムを通じて、再生可能エネルギー分野のニーズに即した供給体制の整備を進めるといった記載ぶりの方がよいのではないのか。	(原案を修正) ご指摘を踏まえ、下記のとおり修文することとしたい。 (原案) 「木材加工・流通体制の整備については、地域の状況を踏まえて、森林所有者等から木材製造業者等に至る木材の安定的取引関係の確立、施設・設備の大型化・高性能化、複数の中小工場の連携による生産の効率化、木材生産者や製材・合板工場、工務店等の連携による取組等による加工・流通コストの低減や供給ロットの拡大等を通じ、建築、土木、製紙、<u>地域における熱利用及び熱電併給等も含めた</u>再生可能エネルギー等の多様な分野における需要者のニーズに即した品質や強度性能の明確な木材製品を安定的に供給し得る体制の整備の推進に努める。」 ↓ (修文案) 「木材加工・流通体制の整備については、地域の状況を踏まえて、森林所有者等から木材製造業者等に至る木材の安定的取引関係の確立、施設・設備の大型化・高性能化、複数の中小工場の連携による生産の効率化、木材生産者や製材・合板工場、工務店等の連携による取組等による加工・流通コストの低減や供給ロットの拡大、<u>地域における熱利用及び熱電併給等に向けた関係者の連携</u>等を通じ、建築、土木、製紙、再生可能エネルギー等の多様な分野における需要者のニーズに即した品質や強度性能の明確な木材製品を安定的に供給し得る体制の整備の推進に努める。」

2. 全国森林計画(素案)の計画量等に関する意見等

全国森林計画(素案) の該当箇所	委員からの意見等	対応(案)
第3表 計画量	主伐後の天然更新した箇所については、CO ₂ 吸収量はどのようにカウントされるのか。また、主伐の伐採材積量が増加する計画について、CO ₂ 吸収量の計画にどのように影響するのか。	天然更新を含め、主伐後に更新された森林は、引き続きCO ₂ 吸収量の算定対象である。吸収量は成長量に比例するため、更新直後の吸収量は小さいが、森林の成長に伴い吸収量が増加する。 CO ₂ 吸収量の目標値は、平成28年度に策定した森林・林業基本計画(H28基本計画)及びH28基本計画に即して変更した全国森林計画に基づき算定している。 今回の計画量は、主伐の伐採材積量の増加も含めて、H28基本計画に即したものであることから、既に現在のCO ₂ 吸収量の目標値に反映されているところ。
第3表 計画量	立木伐採材積の計画量が増加することで、保安林の機能が損なわれるおそれはないのか。また、指定された保安林の面積及び計画量に影響はないのか。	保安林は、その指定の目的を達成するために必要な指定施業要件を定めており、その範囲内であれば伐採が可能であり、また、次期計画での伐採立木材積の計画量は、指定された保安林の機能を損なう水準ではない。そのため、指定された保安林及び、保安林面積の今後の計画量に影響はない。
第3表 計画量	主伐について、立木伐採材積だけでなく、面積も計上もしくは参考値として記載できないか。	(原案どおり) 主伐後は必ず更新を行うことを前提として、造林面積(人工造林、天然更新)の計画量を算出していることから、更新完了までの期間はタイムラグがあるものの、造林面積の計画量が主伐面積と概ね同等の面積となる。
第3表 計画量	計画量の林道の開設量について、森林作業道も含めて示せないか。	(原案どおり) 森林作業道については、林道から分岐する細部路網であり、具体の林道計画に応じて、地域で柔軟に作設されるものであることから、全国的な計画量を設定することにはなじまないものとする。 このため、原案どおりとしたい。 なお、第6表(P29)には、森林作業道も含めた傾斜区分ごとの路網整備(路網密度等)の水準を示しているところ。

3. 全般及びその他に関する意見等

区分	委員からの意見等	対応(案)
全国森林計画と森林経営計画との関連について	森林経営計画の進捗状況や作成率の目標については、上位計画である全国森林計画には記載しないのか。	(原案どおり) 全国森林計画は、無秩序な伐採や不適切な森林の整備による森林の荒廃を防ぐため、国全体の伐採、造林、保安施設等の考え方や規範を示すとともに、森林資源の現況等に基づく伐採、造林等の計画量を定める資源計画であり、都道府県が地域性を考慮して定める地域森林計画の指針となるものである。 一方、森林経営計画については、森林所有者から委託を受けた者等が、持続的な森林経営を確保する観点から、自ら経営を行う森林において市町村森林整備計画に適合して自発的に作成する計画である。 このため、森林経営計画の進捗状況や作成率目標を記載することは、地域性や所有者の意向を損なうことにもつながりかねないことから、適当ではないものとする。 このため、原案どおりとしたい。
森林・林業基本計画について	森林経営管理制度の創設に伴って、森林・林業基本計画は変更すべきではないか。	森林経営管理制度の創設は、森林・林業基本計画の目標を達成する手段として、所有者不明森林や林業経営の意欲のない森林所有者の森林を、意欲と能力のある林業経営者に集積・集約することとしたものであるため、同制度の創設に伴い今回、森林・林業基本計画を変更する必要はない。
森林・林業基本計画及び全国森林計画の策定年について	森林・林業基本計画と全国森林計画の策定年のズレは見直すべきではないか。	両計画の策定年を合わせるためには全国森林計画又は森林・林業基本計画の始期を変更する必要があるが、これが可能かどうかについては森林法及び森林・林業基本法の規定、他の法律等での同様の事例の有無等を総合的に勘案し、今後検討してまいりたい。
資料1-1について	資料1-1の10ページの冒頭において、目標設定、計画量の算出の考え方をもう少し詳細に追記できないか。	(資料1-1を修文済み) ご指摘を踏まえ、資料1-1の10ページを下記のとおり修文(下線部追記)済み。 (追記版) 目標設定の考え方 ○ 森林・林業基本計画に即し、森林の整備及び保全の目標を設定。 基本計画で示す森林の多面的機能の発揮に関する目標値に基づき下記の目標を設定。 従来の取組に加え、森林経営管理制度の導入等により、これら目標の確実な推進を図る考え。

※ その他、法令上の文言整理等による修正がある。